

主要国における第1国出願義務について（2）

2015年08月31日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK
(旧称：特許業務法人原謙三國際特許事務所)

1. はじめに

近年、多くの日本企業が、研究開発部門を外国（以下、「拠点国」と称する。）に移している。この背景には、(1)長年にわたり続いた円高、(2)成長著しい新興国等企業との過酷な競争、(3)IT技術とともに急速に深化した事業のボーダレス化、(4)優秀な人材の確保、等の理由がある。

そして、特許制度の運用は国によって異なることもあり、海外に研究開発部門を移した企業は、拠点国における特許権の権利化手続きにおいて様々な課題に直面する。その課題の一つとして、「第1国出願義務」が挙げられる。

第1国出願義務違反は、特許権の取り消し、無効理由を構成しうる。また、第1国出願義務の違反者に対しては、罰金、刑事罰が科される可能性がある。一例として、中国では、第1国出願義務違反は、拒絶理由および無効理由を構成し、さらに、刑事责任の理由も構成する。従って、例えば、(i)複数の国に所在する研究者が共同で発明を完成させた場合、(ii)長期滞在中の外国において日本人研究者が発明を完成させた場合、などのケースにおいては、第1国出願義務の取り扱いには十分な注意を要する。

ただし、原則として、第1国出願義務を課している国では第1国出願義務を遵守すべきである。第1国出願義務を課す拠点国でなされた発明が日本に第1国出願されると、拠点国で取得した特許権は潜在的に無効理由等を有する。そうなると、企業は、拠点国での円滑な事業展開にリスクを抱えることになる。

こういった理由からも、各国の第1国出願義務制度を理解することは重要である。

以下に、「主要国における第1国出願義務」について説明する。

なお、三回に分けて説明する。2回目は、アセアン諸国について説明する。

【全4頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、
下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK
外国専門部長 : 岡部 泰隆（大阪本部在籍）
外国専門部長補佐 : 新井 孝政（大阪本部在籍）
TEL : 06 - 6351 - 4384（代表）
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.